

商工業各種補助金

幌延町商工業等振興促進補助金（令和6年度末まで）

施設に関わる各種費用、従業員用の住宅などの改修費用の一部を補助します。

【交付対象者】

- ・幌延町商工会の会員または会員登録を予定する者（幌延町商工会が発行する証明書類を添付）
- ・町税などの滞納がないこと など

【対象経費・事業】

- ①営業上必要となる施設の新築・改修・取得費用（施設工事に付随する）、設備備品の取得費用
- ②従業員を確保するための社宅、宿舍、寮などの改修費用

【補助率・補助金額】

- ①施設の新築・改修・取得について
施工業者が「町内」業者 → 補助対象経費の50%以内（限度額：1,000万円）
施工業者が「町外」業者 → 補助対象経費の40%以内（限度額：800万円）
- ②社宅などの改修について
施工業者が「町内」業者 → 補助対象経費の30%以内（限度額：200万円）
施工業者が「町外」業者 → 補助対象経費の25%以内（限度額：160万円）

幌延町商工業経営力強化実装支援補助金（令和6年度末まで）

事業の用に供する機械設備などの取得費用の一部を補助します。

【交付対象者】

- ・幌延町商工会の会員または会員登録を予定する者（幌延町商工会が発行する証明書類を添付）
- ・町税などの滞納がないこと など

【対象経費】

機械、装置、車両、運搬具、工具、器具、備品の購入費（1機械設備につき30万円以上）

◆車両について

乗用車、農耕用作業車両を除きます。

ただし、事業の目的に合つと認められる場合は、事業専用割合などを考慮して決定します。

◆中古取得について

「法定耐用年数が2年以上あるもの」かつ「メーカーなどからの取得」

【補助率・補助金額】

補助対象経費の50%

- 【限度額】 ①創業、第二創業、新事業展開：500万円
②既存商工会員・商工会未登録事業者：200万円

◆申請回数について

事業者1つにつき限度額に達するまで申請が可能です

【その他】

- ・取得した機械設備などは、5年を経過するまで売買、譲渡、貸付、付与などしてはいけません。
- ・補助対象機械設備などに係る必要な調査に対して、協力しなければいけません。

幌延町商工業事業承継支援事業奨励金（令和6年度末まで）

町内の事業者から経営を引き継ぎ、新たに事業経営を後継する者に対して、奨励金を交付します。

【交付対象者】

- ・町内に在住する20歳以上の者で、商工業経営を後継する者
- ・幌延町商工会の会員または会員登録を予定する者（幌延町商工会が発行する証明書類を添付）
- ・町税などの滞納がないこと

【主な対象要件】

- ・譲渡人は事業承継時において、町内に5年以上続けて店舗または事業所を有する者または、町内に5年以上続けて店舗または事業所を有していた実績があり、廃業から1年を経過していない者
- ・譲受人は奨励金の申請時において、町内に住所を有する者
- ・承継後5年以上継続して事業を営もうとする者

【奨励金の額】

1人につき100万円 ※ 奨励金の交付は、同一人につき一回限りとします